

産業サイバーセキュリティ研究会 ワーキンググループ2（経営・人材・国際）
サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会の設置及び運営規則について

〔 令和6年7月3日
経済産業省 商務情報政策局
サイバーセキュリティ課 〕

1. 設置趣旨

- サイバー攻撃が高度化・複雑化する中、産業界のサイバーセキュリティ対策を向上させるためには、セキュリティ対策を実装する需要側、産業・技術基盤の維持・発展を支える供給側、双方の基盤となる人材の育成・確保が重要である。
- 経済産業省では、セキュリティ人材施策として、セキュリティ・キャンプや中核人材育成プログラム、情報処理安全確保支援士試験を通じた人材育成や、地域 SECURITY 活動等を通じたプラス・セキュリティの普及等を進めてきているが、セキュリティ人材は引き続き不足している状況であり、需給ギャップを解消するためには、セキュリティ人材の裾野を更に拡大するための施策の検討が必要である。
- そのため、経済産業省において、「産業サイバーセキュリティ研究会 ワーキンググループ2（経営・人材・国際）サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会」を設置し、既存の施策の見直し等、セキュリティ人材の拡充に向けた施策の方向性を検討する。

2. 運営規則

- 本会議は原則として非公開とするが、議事内容については議事要旨を作成し、公開する。
- 配布資料については、原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とすることができる。
- 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。
- その他の事項に係る判断は、個別の事情に応じて、座長に一任するものとする。